

三鷹市緑化助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例（平成12年三鷹市条例第16号）第21条の規定に基づき安全で緑豊かなまちづくりを進めるため、接道部緑化、屋上緑化及び壁面緑化に対して助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 敷地のうち、道路法(昭和27年法律第180号)による道路、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路又は不特定多数の者の通行の用に供している通路に接する部分をいう。
- (2) 生け垣等 樹木を列状に密接して植え込んだものをいう。
- (3) 接道部緑化 接道部に生け垣等を植栽することをいう。
- (4) ブロック塀等の撤去 補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀、万年塀及びこれらに類する構造の塀並びにそれらの塀と一体となった門柱を撤去することをいう。
- (5) 屋上緑化 建築物の屋上又はバルコニー（庇等がある部分を除く。）に樹木、多年生の地被植物等を植栽することをいう。
- (6) 壁面緑化 建築物の壁面を多年生つる性植物等で覆うことをいう。
- (7) 実費 第4条に規定する助成の対象となる工事に要した費用をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者は、別表第1に定める要件を満たす事業を行う個人又は法人その他の団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による助成を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体、公社、独立行政法人等の公共的団体
- (2) 過去5年の間に、同一敷地内においてこの要綱による助成を受けた者
- (3) 第7条第2項に基づく助成金交付決定の前に工事に着手した者
- (4) 他の助成金、補償金等を受けて工事を実施した者

(助成対象工事)

第4条 この要綱による助成の対象となる工事は、前条に定める助成対象者が市内に所有する土地又は建築物において行う緑化工事であって別表第2に定める基準を満たすものとする。ただし、市長が適当であると認めるときは、この限りでない。

2 ブロック塀等の撤去を伴う接道部緑化について、次に掲げるものは生け垣等とみなす。

(1) つる性植物

(2) 接道部から1 m以内の既存樹木等

(助成金の交付額)

第5条 助成金は、予算の範囲内において、別表第3に定める額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする者(以下「助成申請者」という。)は、助成の対象となる工事に着手する前に、緑化助成金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、助成金の交付が適当か審査するものとする。

2 市長は、前項の審査により、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、緑化助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査により、助成金を交付することが適当でないとき認めるときは、緑化助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、助成申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による助成金交付決定の通知に当たり、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(申請内容の変更及び取下げ)

第8条 前条の規定により助成金を交付することが適当と認められた者(以下「交付決定者」とい

う。)は、申請内容の変更又は申請の取下げをしようとするときは、緑化助成金変更・取下申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、変更の可否を審査し、助成金の交付額を改めて決定するものとする。

3 前項の審査により、変更を承認する事項については緑化助成金変更・取下承認通知書(様式第5号)により、変更を承認しない事項については緑化助成金変更・取下不承認通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による承認の通知に当たり、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(完了報告)

第9条 交付決定者は、助成の対象となる工事が完了したときは、速やかに緑化助成工事完了報告書

(様式第7号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、第7条第2項又は第8条第2項で決定した金額の範囲内で助成金額を確定するものとする。

2 前項の審査により確定した助成金額は、緑化助成金交付額決定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 交付決定者は、助成金額の確定通知があったときは、市長に請求書を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(助成金を受けた者の義務)

第12条 交付決定者は、助成金の交付を受けて設置した植物及び植栽基盤を5年以上保存するとともに、適正に管理しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 三鷹市まちづくり条例(平成8年三鷹市条例第5号)第24条が規定する「開発事業」で、三鷹市開発事業に関する指導要綱第18条第3項に基づく工事完了検査済書が交付されないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、文書を提出させ、又は実地調査をすることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月5日から施行する。

附 則(平成3年4月2日施行)

この要綱は、平成3年4月2日から施行する。

附 則(平成7年7月5日施行)

この要綱は、平成7年7月5日から施行する。

附 則(平成14年5月1日施行)

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日施行)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月23日施行)

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

附 則（令和5年4月1日施行）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化工事の種類	要件
接道部緑化工事	<p>(1) 三鷹市まちづくり条例第24条の「開発事業」の適用を受けない事業であること。</p> <p>(2) 敷地面積1,000㎡未満であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの敷地であること。</p> <p>ア 住宅の敷地</p> <p>イ 事務所、事業所等の敷地</p> <p>ウ 工場、倉庫等の敷地</p> <p>エ 駐車場</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの</p>
事業所等接道部緑化工事	<p>(1) 三鷹市まちづくり条例第24条の「開発事業」の適用を受けない事業であること。</p> <p>(2) 敷地面積1,000㎡以上であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの敷地であること。</p> <p>ア 事務所、事業所等の敷地</p> <p>イ 工場、倉庫、店舗等の敷地</p> <p>ウ 集合住宅（寮・社宅を含む。）の敷地</p> <p>エ 駐車場</p> <p>オ 農地</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの</p>
屋上緑化工事	<p>助成を受けようとする建築物が、新たに行う緑化に耐えられる強度を有することが確認でき、かつ、建築基準法第7条第5項の検査済証が交付されたものであること。</p>
壁面緑化工事	

別表第2（第4条関係）

緑化工事の種類	基準
接道部緑化工事	(1) 生け垣等の延長は、2メートル以上であること。 (2) 生け垣等に用いる樹木は、地植えで、かつ、成木時に葉が相互に触れ合う程度の間隔で植栽し、かつ、良好なものであること。 (3) 植込地を設置する場合は、地盤面より縁石の天端までの高さが0.4メートル程度以下であること。ただし、既存の植込地の接道部緑化を図る場合は、この高さを緩和することができる。
事業所等接道部緑化工事	(4) フェンス等を道路側に設置する場合は、透視性が高い構造のものを使用し、植栽する樹木は、植栽時において、道路から視認できるものであること。
屋上緑化工事	(1) 助成対象となる屋上緑化の面積が、1平方メートル以上あること。 (2) 助成を受けようとする建築物の屋根に、高さ1.1メートル以上の転落防止柵等を設置すること。
壁面緑化工事	(1) 植物を誘引する資材(以下「誘引資材」という。)は、建築物の壁面から1メートル以内の距離にあり、かつ、隣地との境界線から0.5メートル以上離れた位置にあること。 (2) 助成対象となる誘引資材の面積が、1平方メートル以上あること。 (3) 誘引資材を覆うことができる程度の植物を植栽すること。

別表第3（第5条関係）

緑化工事の種類	助成額
接道部緑化工事	<p>(1) 接道部緑化の延長距離に1メートル当たり1万4,000円を乗じて得た額を交付する。ただし、当該延長距離が30メートルを超えるときは、30メートルを限度とする。</p> <p>(2) 接道部緑化に伴うブロック塀等の撤去に対する助成金は、ブロック塀等の撤去の延長距離に1メートル当たり1万円を乗じて得た額を交付する。ただし、当該接道部緑化の延長の1.5倍を限度とする。</p> <p>(3) 助成金額は、実費を上限とする。</p>
事業所等接道部緑化工事	<p>(1) 接道部緑化の延長距離に1メートル当たり1万4,000円を乗じて得た額を交付する。ただし、当該延長距離が50メートルを超えるときは、50メートルを限度とする。</p> <p>(2) 接道部緑化に伴うブロック塀等の撤去に対する助成金は、ブロック塀等の撤去の延長距離に1メートル当たり1万円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>(3) 助成金額は、実費を上限とする。</p>
屋上緑化工事	<p>(1) 屋上緑化の面積に1平方メートル当たり2万円を乗じて得た額と壁面緑化の面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額の合計を交付する。</p>
壁面緑化工事	<p>(2) 助成金額は、実費の2分の1を限度とする。</p> <p>(3) 屋上緑化工事に係る助成金と壁面緑化工事に係る助成金の合計額は、100万円を上限とする。</p> <p>(4) 三鷹市まちづくり条例第24条が規定する「開発事業」の場合、三鷹市緑化基準第3条で定められた基準面積は助成の対象としない。</p>